

## 平成 25 年度フォローアップ説明会の説明ポイント

### I. 政治資金監査に関する具体的指針（政治資金監査マニュアル）の改定について

政治資金監査マニュアルの改定について、具体的に内容を解説。

#### ◆改定概要

- 平成 22 年 9 月以降、約 2 年半ぶりに記載内容を見直し
- この間に政治資金適正化委員会が示した見解等を集約し、一覧性を向上
- 平成 26 年 1 月 1 日（解散分は平成 26 年 1 月 1 日以降の解散団体分）から実施する政治資金監査に対して改定後の政治資金監査マニュアルを適用

#### ◆主要改定内容（政治資金監査に関する研修テキストの改定含）

- 政治資金規正法施行規則の一部改正（平成 24 年 4 月）を踏まえた記載の追加
- 収支報告書に支出が計上されていない場合の政治資金監査報告書様式の簡素化
- 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の記載例の明確化
- 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの活用の明確化
- 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応についての明確化
- 政治資金監査報告書記載例中の文言である「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」の「等」の明確化
- 会計帳簿の主たる事務所（本社）の所在地の記載の取扱いの明確化等

### II. 平成 23 年分政治資金収支報告の概要について

昨年 11 月末までに公表された平成 23 年分政治資金収支報告について、国会議員関係政治団体を中心に、収支報告書の提出状況及び全体の収支の概要を紹介。

#### ◆総務大臣分（国会議員関係政治団体分）

- 届出団体数 873 団体、うち提出団体数 829 団体
- 提出団体に係る収入総額 195 億円、支出総額 113 億円

#### ◆都道府県選挙管理委員会分（国会議員関係政治団体分）

- 届出団体数 2,212 団体、うち提出団体数 2,160 団体
- 提出団体に係る収入総額 319 億円、支出総額 222 億円

### Ⅲ. 平成２３年分収支報告に係る政治資金監査報告書の概要について

平成２３年分収支報告に係る政治資金監査の結果を解説。併せて、一部の政治資金監査報告書に見受けられた必ずしも正確でない記載等の是正に向けた今後の対応方針を紹介。

#### ◆政治資金監査の結果

|                                     | H22年分   | H23年分 |
|-------------------------------------|---------|-------|
| ○ 政治資金監査の対象となった事項について<br>すべて確認できたもの | 95.0% → | 96.1% |
| ○ 何らかの不備を指摘したもの                     | 5.0% →  | 3.9%  |

#### ◆政治資金監査報告書の記載状況等

- 平成２３年分収支報告に係る政治資金監査報告書においても、一部ではあるが、必ずしも正確でない記載等が見受けられたところ。
- そのため、以下に掲げる取組を通じ、個々の登録政治資金監査人に対してきめ細かな指導・助言を行い、より精度の高い政治資金監査報告書が作成されるよう注力。
  - ・「政治資金監査報告書チェックリスト」の積極的活用の促進
  - ・「政治資金監査に関するQ&A」の充実
  - ・「政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会」の継続的实施
  - ・関係士業団体との連携 等

### Ⅳ. 政治資金監査報告書の作成等に関し特に留意すべき点について

より精度の高い政治資金監査報告書の作成に資するよう、実際に見受けられた参考事例を踏まえながら、特に留意すべき点等を解説。

#### ◆「あて名」等に関する記載

(参考事例)

- 政治資金監査報告書の日付が「宣誓書」の日付より後の日付となっていた事例
- 領収書等の日付が政治資金監査報告書の日付よりも後の日付になっていた事例
- 国会議員関係政治団体の名称が正式名称ではない略称を記載していたり、代表者ではない者の氏名を記載していた事例
- 登録政治資金監査人の氏名が自署でなかったり、押印していなかった事例

## ◆「１ 監査の概要」に関する記載

(参考事例)

- 監査対象期間の記載について「平成２３年」と記載すべきなのに、「平成２３年１月１日から平成２３年１２月３１日」と記載していた事例
- 解散等団体の収支報告書の根拠規定を「法第１２条第１項」と記載していた事例
- 政治資金監査の対象とする書類をすべて記載すべきなのに、実際に保存されていた書類のみを記載していた事例
- 主たる事務所と異なる場所で政治資金監査を実施することとした理由が明瞭でなかったり、実施場所の特定が十分ではない事例

## ◆「２ 監査の結果」に関する記載

(参考事例)

- 実際に保存が確認された書類を記載すべきなのに、存在しなかった書類も含めて、すべての書類を記載していた事例
- 「領収書等を徴し難かった支出の明細書」及び「振込明細書に係る支出目的書」が存在しなかったため、(4)の記載を削除していた事例
- 記載不備があった事項の種類を政治資金監査報告書に記載していなかった事例
- 領収書等の徴収漏れ又は亡失の事実があり、政治資金監査報告書の別添として領収書等亡失等一覧表を添付して提出する必要があるにもかかわらず、それを作成していなかったり、選管等への提出時に添付していなかった事例
- 政治資金監査報告書に会計責任者に対する指導状況など、記載例にはない任意の記載がされていた事例

等

## ◆「３ 業務制限」に関する記載

(参考事例)

- 「〇〇〇〇と私達との間には」として記載し、国会議員関係政治団体と使用人等との関係に関する記載を省略していた事例

## ◆その他

(参考事例)

- 政治資金監査報告書記載例と全く異なる政治資金監査報告書が作成され、選管等に提出されていた事例

## ◆その他の提出書類関係

(参考事例)

- 「収支報告書」に記載されている金額について、表間の金額が整合的でなかった事例や「領収書の写し」の記載内容と整合的でなかった事例
- 選管等へ収支報告書及び政治資金監査報告書を提出する際に、「領収書等の写し」、「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」などの添付書類や、「領収書等亡失等一覧表」が漏れていた事例
- 領収書等が存在しない支出について、「紛失のため」「再発行が困難なため」「不鮮明のため」という理由で、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を作成していた事例

等

## V. その他

収支報告書及び会計帳簿への記載方法に関し、特に質問が多い事項について、考え方のポイントと実際の記載例を交えながら解説。

- 無償提供を受けている場合の記載方法